



議案第九十号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年九月二十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい欠陥があるため、常時の介護を必要とする者でその町営住宅への入居がその者の実情と照らし適切でないと認められるものを除く。）にあつては、この限りでない。

イ 六十歳（女子については、五十歳）以上の者

ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までであるもの。

ハ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者

手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの。

ニ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第八条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者へ 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して五年を経過していないもの。

第六条に次の二項を加える。

2 前項第一号ただし書の身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とする者でその町営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でないこと認められるか否かの判定は、町長が行う。

3 第一項第一号ただし書に規定する者の入居を認める町営住宅の規格は、居室数が二室以下又は、その住戸専用面積が二十九平方米以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難い場合には、町長が別に定める規格の住宅とすることができらる。

第八条第一項中「こえる」を「越える」に改め、「次の各号に掲げる者のうちから」の下に「その者が住宅に困窮する実状に応じ適切な規模、設備又は間取りの町営住宅に入居することができるよう配慮し、」を加え、同条同項第三号中「又は間取り」を「、設備又は間取り」に改め、同条同項第四号中「責」を「責め」に改め、同条第二項中「前項各号に規定する者」を「前項の規定により選考した者」に改める。

#### 附 則

この条例は、昭和五十五年十月一日から施行する。